### 令和4年11月24日招集

令和4年第8回琴浦町議会臨時会

琴浦町

### 町長提出議案

議案第111号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・111
議案第 112 号	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
議案第 113 号	琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 113
議案第 114 号	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第5号)····· 別冊
議案第 115 号	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)···· 別冊
議案第 116 号	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)·····別冊
議案第 117 号	令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)·····別冊
議案第 118 号	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)·····別冊
議案第 119 号	建設工事請負契約の締結について〔浦安地区公民館改修工事〕・・・・・・・119

### 議案第111号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年11月24日 提出

琴浦町長福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

### 令和4年琴浦町条例第111号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

様で示すよりに以上する。	
改正後	改正前

(勤勉手当)

### 第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が別に定める基準に従って定め る割合を乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当 の額の、その者に所属する次の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に定める額を超えてはならな い。
  - (1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、

(勤勉手当)

### 第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が別に定める基準に従って定め る割合を乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当 の額の、その者に所属する次の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に定める額を超えてはならな い。
  - (1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に10

### 6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50じて得た額の総額

### 0分の45を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$  略

 $3\sim5$  略

第2条 琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
区分	級						
	号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
職員以	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200
外の職	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400
員	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700
	4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900
	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100
	6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100
	7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300
	8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500
	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400
	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600
	11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310,600	340, 600
	12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800
	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600
	14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600
	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600
	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600
	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300
	18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300

i				•	1	1
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331,000	359, 900
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361,800
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371,600
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200

		1			1	1
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380,600	403, 500
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381,000	403, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000

	1				i	i
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	240,000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341,600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			

	106		298, 600	347, 200			
	107		299, 000	347, 600			
	108		299, 300	348, 000			
	109		299, 500	348, 500			
	110		299, 900	348, 900			
	111		300, 300	349, 200			
	112		300, 600	349, 500			
	113		300, 800	350, 000			
	114		301, 000				
	115		301, 300				
	116		301, 700				
	117		301, 900				
	118		302, 100				
	119		302, 400				
	120		302, 700				
	121		303, 100				
	122		303, 300				
	123		303, 600				
	124		303, 900				
	125		304, 200				
再任用		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100
職員							

第3条 琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第20条 略	第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が別に定める基準に従って定め る割合を乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当 の額の、その者に所属する次の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に定める額を超えてはならな い。
  - (1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>10</u> 0分の47.5を乗じて得た額の総額

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が別に定める基準に従って定め る割合を乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当 の額の、その者に所属する次の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に定める額を超えてはならな い。
  - (1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の45、1 2月に支給する場合には100分の50を乗 じて得た額の総額

 $3\sim5$  略

 $3\sim5$  略

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例(以下「改正 後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。 (給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による 改正前の琴浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、 改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### 議案第112号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年11月24日 提出

琴浦町長福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

### 令和4年琴浦町条例第112号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成 16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 給料月額の100分の120に相当する額に琴 浦町職員の給与に関する条例(平成16年 琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員 (以下「一般職の職員」という。)の例に より一定の割合を乗じて得た額とする。 ただし、琴浦町職員の給与に関する条例 第19条第2項中「100分の120」とあるの は「6月に支給する場合においては100 分の162.5、12月に支給する場合において は100分の167.5」とする。	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 給料月額の100分の120に相当する額に琴 浦町職員の給与に関する条例(平成16年 琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員 (以下「一般職の職員」という。)の例に より一定の割合を乗じて得た額とする。 ただし、琴浦町職員の給与に関する条例 第19条第2項中「100分の120」とあるの は「100分の162.5」とする。

第2条 琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前		
(期末	手当)	(期末	手当)	
第4条	特別職の職員の期末手当の額は、	第4条	特別職の職員の期末手当の額は、	

給料月額の100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

給料月額の100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」とする。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

### 議案第113号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について

別紙のとおり、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年11月24日 提出

琴浦町長福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

### 令和4年琴浦町条例第113号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

第1条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下 線で示すように改正する。

/1	一様でかりよりに以近りる。					
		改正後			改正前	
	附則			附則		
3	略		3	略		
	(給料表改定の	)効力発生時期の特例)				
4	第3条の規	定により、別表中、給与条				
	例別表第1行	政職給料表(以下「行政職給				
	料表」という。	)を準用する場合において、				
	行政職給料表	の改定が行われるときにお				
	けるフルタイ	ム会計年度任用職員の給料				
	<u>についての当</u>	該改定の効力は、当分の間、				
	当該改定に係	<u>る条例の規定にかかわら</u>				
	ず、当該条例	の施行の日の属する年度の				
	翌年度の4月	1日(当該条例の施行の日				
	が4月1日で	あるときは、その日)から生				
	ずるものとす	<u>る。</u>				
別	表(第3条関係	<b>(</b> *)	別	表(第3条関	係)	
	会計年度任	用職員給料表		会計年度信	任用職員給料表	
	号給	給料月額		号給	給料月額	
	1号給から	左欄に掲げる各号給の数		1号給から	左欄に掲げる各号給の数	
	93号給まで	と給与条例別表第1行政		93号給まで	と給与条例別表第1行政	
		職給料表におけるそれぞ			職給料表(以下「行政職給	

れ同数の号給に対応する 行政職給料表の1級の欄 に掲げる給料月額と同額 料表」という。)における それぞれ同数の号給に対 応する行政職給料表の1 級の欄に掲げる給料月額 と同額

第2条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(Hg 1,)()	(Her Low No.)

### (期末手当)

第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。

### 2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対す る期末手当)

第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤

### (期末手当)

第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

### 2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対す る期末手当)

第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及

務職員等にあっては、給料の月額を算出 率で除して得た額)及び扶養手当の月額 並びにこれらに対する地域手当の月額の 合計額」とあるのは、「それぞれその基 準日(退職し、又は死亡した職員にあって は、退職し、又は死亡した日。以下この 条において同じ。)において、報酬を月額 で定めるパートタイム会計年度任用職員 については第10条第1項の規定による報 酬と当該報酬に対する第11条に定める在 勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、 報酬を日額又は時間額で定めるパートタ イム会計年度任用職員については基準日 以前6月以内のパートタイム会計年度任 用職員としての在職期間における報酬 (第10条第2項又は第3項の規定による 報酬に相当するものに限り、フルタイム 会計年度任用職員との権衡を考慮して定 める額を除く。)の1月当たりの平均額と 当該報酬平均額に対する第11条に定める 在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と 読み替えるものとする。

び扶養手当の月額並びにこれらに対する 地域手当の月額の合計額」とあるのは、 「それぞれその基準日(退職し、又は死亡 した職員にあっては、退職し、又は死亡 した日。以下この条において同じ。)にお いて、報酬を月額で定めるパートタイム 会計年度任用職員については第10条第1 項の規定による報酬と当該報酬に対する 第11条に定める在勤地域に係る報酬の月 額の合計額とし、報酬を日額又は時間額 で定めるパートタイム会計年度任用職員 については基準日以前6月以内のパート タイム会計年度任用職員としての在職期 間における報酬(第10条第2項又は第3 項の規定による報酬に相当するものに限 り、フルタイム会計年度任用職員との権 衡を考慮して定める額を除く。)の1月当 たりの平均額と当該報酬平均額に対する 第11条に定める在勤地域に係る報酬の月

額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

2及び3 略

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 令和4年度琴浦町一般会計補正予算 (第5号)

令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ12,059,712千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 2

令和 4 年 11 月 24 日 提 出

翠浦町長 福本まり

1

令和 4 年 月

Ш

琴浦町議会議長 大 平 高

枸

### 범 攉 陣 严 丑 搬 $\prec$ 緞 表 紙

### $\prec$ 纀

歳 入				(単位:千円)
蒜	道	補正前の額	補正額	<del>-  </del>
19. 繰入金		565, 612	5, 000	570, 612
	2. 基金繰入金	535, 589	2, 000	540, 589
一 人	<b>↓</b> □	12, 054, 712	5, 000	12, 059, 712

製 田				(単位:千円)
蒜	項	補正前の額	補正額	丰
1. 議会費		102, 216	308	102, 524
	1. 議会費	102, 216	308	102, 524
2. 総務費		2, 837, 542	1, 703	2, 839, 245
	1. 総務管理費	2, 634, 093	1, 516	2, 635, 609
	3. 戸籍住民登録費	62, 679	110	62, 789
	5. 統計調查費	4, 352	77	4, 429
3. 民生費		3, 411, 536	1, 119	3, 412, 655
	1. 社会福祉費	1, 801, 529	521	1, 802, 050
	2. 児童福祉費	1, 439, 864	298	1, 440, 462
4. 衛生費		501, 836	929	502, 392
	1. 保健衛生費	243, 075	929	243, 631
5. 農林水産業費		1, 094, 616	361	1, 094, 977
	1. 農業費	1, 040, 732	331	1, 041, 063
	2. 林業費	42, 309	30	42, 339
6. 商工費		291, 114	66	291, 213
	1. 商工費	291, 114	66	291, 213
7. 土木費		942, 010	408	942, 418
	1. 土木管理費	32, 543	105	32, 648
	2. 道路橋梁貴	406, 071	78	406, 149
	4. 都市計画費	401, 142	149	401, 291
	5. 住宅費	87, 854	9/	87, 930
9. 教育費		903, 949	098	904, 809
	1. 教育総務費	175, 429	236	175, 665
	4. 社会教育費	297, 301	624	297, 925

12, 059, 712	5, 000	12, 054, 712	福	丑	
16, 497	△414	16, 911	1. 予備費		
16, 497	△414	16, 911			3. 予備費
計	補正額	補正前の額	項	款	
(単位:千円)					

₩ 雒 雷 洒 戸 卌 輝 쒸 범 籗 丑 褫  $\prec$ 褫

牯 総公

般 (単位:千円)		φη. 181		308	1, 703	1, 119	929	361	66	408	098	△414	5,000
I	財源内訳	源	そのも										
	補正額の	定財	地方債										
		特	国県支出金										
		+		102, 524	2, 839, 245	3, 412, 655	502, 392	1, 094, 977	291, 213	942, 418	904, 809	16, 497	12, 059, 712
		補正額		308	1, 703	1, 119	256	361	66	408	098	△414	5, 000
		補正前の額		102, 216	2, 837, 542	3, 411, 536	501, 836	1, 094, 616	291, 114	942, 010	903, 949	16, 911	12, 054, 712
		蒜		議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費	土木費	教育費	予備費	歳 出 合 計
(歳 出)				1. 議	2. 総	3. 民	4. 衛	5. 農	6. 商	7. ±	9. 教	13. 予	型

(単位:千円)

衆

I

緞 ر. ن (通) 繰入金 (款) 19.

2. 基金繰入金

5, 000 温 5,000 財政調整基金繰入金 淵 額 徘 1. 財政調整基金繰入金 絙 尔 M 179, 000 540, 589 盂 5,000 5,000 額 범 葎 174, 000 535, 589 補正前の額 1. 財政調整基金繰入金 市 Ш

丑 B.

(項) 1. 議3	議会費									I	般 (単位:千円)
				補正額の	の財源	源内訳		Ħ			
捶	正額	盂	特	定財	源		有几日十二百	<u>ਜ</u>		記	留
			国県支出金	地方(	真	8	校迟海	区公	金額		
102, 216	308	102, 524					308	3. 職員手当等	308	勤勉手当	83
										議員期末手当	225
102, 216	308	102, 524					308				

(項) 1. 総務管理費 (款) 2. 総務費

1400 E. HELDER		(X)					
1. 一般管理費	590, 316	1, 117	591, 433	1,117	3. 職員手当等	1,117 勤勉手当	418
						退職手当組合負担金	669
7. 企画費	234, 597	399	234, 996	399	2. 給料	133 正規職員	104
						<b>一般職</b>	29
					3. 職員手当等	263 期末手当	26
						勤勉手当	237
					4. 共済費	3 互助会納付金	3
<del> </del> =	2, 634, 093	1, 516	, 516 2, 635, 609	1, 516			

(項) 3. 戸籍住民登録費 (款) 2. 総務費

1. 戸籍住民登	62, 679	110	62, 789		110	3. 職員手当等	110	110 勤勉手当	110
録費									
+	62, 679	110	62, 789		110				

				47	0	20	
⊕ H H				4	-	7	
(単位:千円)		雷					
)							
般							
ı							
		淵			эш	эш	
				般職	<b>崇</b> 主半崩	勤勉手当	
			ım/	47 一般職	30 津		
			金額				
	報	=			桊		
	- Kr	щ	尔	<del>21</del>	職員手当等		
			M	2. 給料	3. 職員		
		h	n <del>.</del>	77	.,		77
		4元日十5	— 板 妈 源				
	凯						
	源内		の 他				
	益	源	7				
	額の	芦	方 債				
	補 正	迅	书				
		特	出金				
			国県支は				
				4, 429			4, 429
		世		4			4
<b>香</b>		翠		11			77
統計調		범					
(項) 5.統計調査費		額 構		152			152
(項)		補正前の額		4, 352			4, 352
\$費				曹			
総総				統計調查			
(款) 2. 総務費		Ш		1. 統計			抽
(清				_			

	32	9/	26	18	170	22	121	29	9	21	
	勤勉手当	国保(職員給与費等繰出)	一般職	期末手当	勤勉手当	一般職	121 小護保険(介護給付費等繰出)	一般職	期末手当	勤勉手当	
	32	9/	26	188		22	121	29	27		
	3. 職員手当等	27. 繰出金	2. 給料	3. 職員手当等		2. 給料	27. 繰出金	2. 給料	3. 職員手当等		
	108		214			22	121	56			521
											0
11m/	256, 869		81, 319			8, 582	337, 747	342, 853			1, 802, 050
(項) 1. 社会福祉費	108		214			22	121	56			521
	256, 761		81, 105			8, 560	337, 626	342, 797			1, 801, 529
(款) 3. 民生費	1. 社会福祉総 務費		2. 社会福祉事 業費			5. 国民年金事 務費	10. 介護保険事業費	11. 後期高齢者医療費			+=

(款) 3. 民生費	費 (項) 2.	児童福祉費	-a ·				一般 (単位)	(単位:千円)
1. 児童福祉総 務費	880, 547	598	881, 145	298	2. 給料	55	—— 飛 職	55
					3. 職員手当等	543	勤勉手当	543
榀	1, 439, 864	298	1, 440, 462	298				
(款) 4. 衛生費	費 (項) 1.	保健衛生費						
1. 保健衛生総	89, 123	556	89, 679	256	2. 給料	102	—般職	37
務費							一般職母子保健	65
					3. 職員手当等	454	454 期末手当	14
							勤勉手当	440
捍	243, 075	256	243, 631	226				
(款) 5. 農林7	農林水産業費(巧	(項) 1. 農業費	麒					
<ol> <li>農業委員会費</li> <li>費</li> </ol>	38, 911	9/	38, 987	76	3. 職員手当等	9/	76 勤勉手当	92
2. 農業総務費	21, 144	-	21, 145	_	3. 職員手当等	-	勤勉手当	_
3. 農業振興費	293, 959	12	293, 971	12	2. 給料	8	一般職	8
					3. 職員手当等	4	期末手当	8
							勤勉手当	
5. 農地費	426, 129	162	426, 291	162	2. 給料	85	一般職	85
					3. 職員手当等	77	期末手当	17
							勤勉手当	09
6. 地籍調査事	36, 346	80	36, 426	80	2. 給料	30	——————————————————————————————————————	30
K K					3. 職員手当等	50	<b>勤勉手当</b>	20
壶	1, 040, 732	331	1, 041, 063	331				

(単位:千円)

굃

I

2. 林業費

(項)

(款) 5. 農林水産業費

		9	24			67	14	18			28	2	72			23		2	20		
	留																				
	記		期末手当	勤勉手当			一般職	32 期末手当	勤勉手当			一般職	77 期末手当	勤勉手当			<b>一般</b> 職		期末手当	勤勉手当	
		金 額	30				67	32				28	77				23		22		
#	<u> </u>	区分	3. 職員手当等				2. 給料	3. 職員手当等				2. 給料	3. 職員手当等				2. 給料		3. 職員手当等		
	型型型	제 <b>조 무신</b> 세차	30		30		66			66		105			105		78		l		78
財源内訳	源	その他																			
補正額の	定財	地方債																			
	特	国県支出金																			
	<del> </del>		3, 790		42, 339		42, 168			291, 213		32, 648			32, 648		292, 114				406, 149
	補正額		30		30	商工費	66			66	土木管理費	105			105	道路橋梁費	78				78
	補正前の額   *		3, 760		42, 309	(項) 1.	42, 069			291, 114	責 (項) 1.	32, 543			32, 543	事 (項) 2.	292, 03				406, 071
	Ш		1. 林業総務費		+=	(款) 6. 商工費	1. 商工総務費			杣	(款) 7. 土木費	1. 土木総務費			盐	(款) 7. 土木曹	- 開発	良費			盐

142		5		
149		149 27. 漆田金	149 下水道事業会計繰出金	149
L		149		
(頃) 5. 住毛質				
87, 854 76 87, 930	330	76 2. 給料	29 一般職	29
		3. 職員手当等	43 期末手当	2
			動勉手当	38
		4. 共済費	4 共済組合負担金	4
87, 854 76 87, 930	330	92		
(項) 1. 教育総務費				
173, 604 236 173, 840		236 2. 給料	35 一般職	35
		3. 職員手当等	201 期末手当	45
			勤勉手当	156
175, 429 236 175, 665		236		
(項) 4. 社会教育費				
57, 133 399 57, 532		399 2. 給料	120 一般職	120
		3. 職員手当等	279 期末手当	23
			勤勉手当	256
54, 489 127 54, 616		127 2. 給料	77 一般職	77
		3. 職員手当等	50 勤勉手当	20

(単位:千円)	野			31		5	62	
鍛								
ı		誤		一般職		期末手当	勤勉手当	
(項) 4. 社会教育費	節 医 分 金額		31		29	7411		
				2. 給料		3. 職員手当等		
		67. H十.135	— 加文 PA //F	86				624
	財源内訳	源	その他					
	補正額の	定財	地方債					
		梓	国県支出金		,			
	† #¤			23, 358				297, 925
	超			98				624
社5	担							
	補正前の額 補			23, 260				297, 301
(款) 9. 教育費	田			8. 人権・同和	教育費			+=

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

,		
	△414	
	∆414	7414
	16, 497	16, 497
(頃) 1. 丁哺貝	∆414	714∇
	16, 911	16, 911
(汞/) 13. 丁浦貝	1. 予備費	14

# 令和4年度琴浦町国民健康保險特別会計補正予算 (第3号)

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ2,014,067千円とする。 第1条
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。 0

## 令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提出

琴浦町長 福本宗

1

2

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平

艳

咂

띰 舞 輝 严 丑 粻  $\prec$ 褫 表 紙

 $\prec$ 

號 入				国保(単位:千円)
禁	項	補正前の額	<b>横正</b> 賴	<del> </del>
7. 繰入金		149, 767	9/	149, 843
	1. 一般会計繰入金	149, 767	9/	149, 843
談入	中	2, 013, 991	9/	2, 014, 067

张 正				国保(単位:千円)
禁	直	補正前の額	補正額	盂
1. 総務費		24, 921	9/	24, 997
	1. 総務管理費	24, 864	9/	24, 940
刊	合計	2. 013. 991	92	2.014.067

丰 簅 雷 洒 严 柵 輝 쒸 出 舞 丑 썙  $\prec$ 毈

牰 **\$** ₹

± ⊕ +		149, 843	014,067
(単位:千円)		1	2, 0
国保	+=		
		9/	9/
	補正額		
	構		
		15	11
		149, 767	2, 013, 991
	補正前の額		
	補		
			丰
			<b>4</b> 0
			,
	款		۲
			搬
γ)		繰入金	
(競		7.	

 $\widehat{\Xi}$ 幾

(単位:千円) 滇 益 衆 I 硃 9/ 9/ H 魠 割 区 6 娯 溟 ψ 益 6 益 債 齠 升 出 厾 舞 囝 俳 华 丑 玄 业 H 24, 997 2, 014, 067 盂 9/ 9/ 補正額 24, 921 2, 013, 991 補正前の額 盂 ҉⊓ 款 丑 1. 総務費 毈

### 2. 魏

(項) 1. 一般会計繰入金 (款) 7. 繰入金

(項) 1	1. 一般会計繰入金	(金						国	保(単	単位:千円)
報の報		H	T÷		節			:10 :10		
第二 門の領		4 日	ıα	凶	今	俐	砮	иd	<u> </u>	
149, 767		16	149, 843	1. 一般会計繰入	繰入金		9/	職員給与費等繰入金		9/
149, 767		76	149, 843							

Œ 3.

1							
(単位:千円)		留		36	31	6	
国保							
		記		36 一般職 (2人)	40 勤勉手当	退職手当組合負担金	
			金額	36	40		
	***	료	长 図	2. 給料	3. 職員手当等		
		60.84 Fix	一模艺派				
	の財源内訳	5 財源内源	そのも	9/			9/
	補正額の	定財	地方債				
	•	特	国県支出金				
		+-		23, 042			24, 940
理費		超		9/			9/
総務管理費		범					
1.		領土		99			34
費 (項) 1.		補正前の額		22, 966			24, 864
(款) 1. 総務費		ш		1. 一般管理費			盂

令和4年度琴浦町介護保險特別会計補正予算 (第3号)

令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ 201千円とする。 れぞれ2,263, 第1条

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。 0

### 令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 南

桓

띰 舞 輝 严 丑 繼  $\prec$ 緞 表

紙  $\prec$ 

號 入			7	介 護 (単位:千円)
蒜	項	補正前の額	補正額	杣
3. 国庫支出金		573, 074	35	573, 109
	2. 国庫補助金	198, 095	35	198, 130
4. 支払基金交付金		575, 975	6	575, 984
	1. 支払基金交付金	575, 975	6	575, 984
5. 県支出金		307, 899	18	307, 917
	2. 県補助金	17, 234	18	17, 252
7. 繰入金		336, 845	121	336, 966
	1. 一般会計繰入金	329, 826	121	329, 947
歳    入	<b>↓</b> □	2, 263, 018	183	2, 263, 201

3	E	Į
#		Z

號 丑			<b>←</b>	7 護 (単位:千円)
禁	項	補正前の額	補正額	盂
1. 総務費		927, 759	171	67, 927
	1. 総務管理費	019 '19	171	61, 781
3. 地域支援事業費		90, 238	35	90, 273
	3. 一般介護予防事業費	27, 979	35	28, 014
6. 予備費		188	Δ23	165
	1. 予備費	188	Δ23	165
田 樂	中	2, 263, 018	183	2, 263, 201

丰 雒 溫 詔 項 卌 輝 严 범 舞 丑 纀  $\prec$ 搬

茄 貕

4 <del>4</del>	路〇龍二點	5g 二	(単位:千円)
孙人	TH.A. FIJ OJ RES		
	575, 975	6	575, 984
	307, 899	18	307, 917
	336, 845	121	336, 966
1 中	2, 263, 018	183	2, 263, 201

田)						<b>\( \)</b>	護(単位:千円)
					補正額の	財源内訳	
款	補正前の額	補正額	+-	华	定	源	Ę
				国県支出金	地方債	その 色	— 校 对 漏
	67, 756	171	67, 927	40		131	
地域支援事業費	90, 238	35	90, 273	13		22	
	188	Δ23	165			Δ23	
出合計	2, 263, 018	183	2, 263, 201	53		130	

### 2. 磷、

26 (単位:千円) 雷 灩 亽 26 包括的支援事業·任意事業 淵 9 介護予防事業 齠 谻 恕 尔 1. 現年度分 1. 現年度分 X 21, 227 12, 939 198, 130 盂 6 26 35 齠 出 葎 2. 国庫補助金 21, 218 12, 913 198, 095 補正前の額 (通) 3. 地域支援事業交付金 2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業 国庫支出金 (介護予防事業) ·任意事業) 盂 Ш (款) 3.

(款) 4. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

	6	
	9 地域支援事業支援交付金	
	3	
	1. 現年度分	
	23, 051	575, 984
・ 大仏参亚人心並	6	6
(現) 1. 太か	23, 042	575, 975
(秋) 4. 大仏冬亚人以正	<ol> <li>地域支援事業支援交付金</li> </ol>	+==

(款) 5. 県支出金 (項) 2. 県補助金

4	4	
	1	
4 介護予防事業	14 包括的支援事業・任意事業	
1. 現年度分	1. 現年度分	
10, 613	6, 639	17, 252
4	14	18
10, 609	6, 625	17, 234
1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業)	부블

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

その他一般会計繰入金 34,03	103	34, 137	1. 職員給与費等繰入金   103	3 職員給与費等繰入金	03
------------------	-----	---------	--------------------	-------------	----

<u> </u>			4		14			
(単位:千円)								
護(達	8	<u> </u>						
$\Leftrightarrow$					البلد			
					·任意事業			
	). III	멾	業		援事業			
			4 介護予防事業		包括的支援事業			
		額	4		14			
		等						
	節	公						
		X	現年度分		現年度分			
			1		1.			1
	1=	<u> </u>	10, 613		6, 639			329, 947
	H F	<b>~</b>	4		14			121
・金	ŀ	<b>≢</b>						
(項) 1. 一般会計繰入金	器 · 计 · ·	備に則の額	10, 609		6, 625			329, 826
į) 1.	#1	#						
(款) 7. 繰入金 (項	0	П	3. 地域支援事業繰入金	(介護予防事業)	4. 地域支援事業繰入金	(包括的支援事業	•任意事業)	計
(款)			3. ‡		4. ‡			

丑 3.

				1	1						
(単位:千円)		留		36	L	51	6	2	27	9	
灩											
<b>\( \)</b>		説		2 Y)			退職手当組合負担金			退職手当組合負担金	
				一般職 (2人)	期末手当	勤勉手当	退職手当約	期末手当	勤勉手当	退職手当約	
	E +	(日十:江丰)	金額	98	19	Tanı		89	Tanı		
	#=	ii.	区分	2. 給料	3. 職員手当等			3. 職員手当等			
	_ <	17. #0.84.374									
	財源内訳	遊	その他	103				28			131
	補正額の	定財	地方債								
		特	国県支出金					40			40
n1		盂		17, 568				39, 698			61, 781
(項) 1. 総務管理費		補正額		103				89			171
		補正前の額		17, 465				39, 630			61, 610
(款) 1. 総務費		ш		1. 一般管理費				3. 包括支援セ	ンター運営	車	부

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 一般介護予防事業費

8		2	23	7	
			2		
8 - 粉職(1人)		期末手当	勤勉手当	退職手当組合負担金	
8		27			
2. 給料		3. 職員手当等			
22					22
7					7
13					13
28, 014					28, 014
35					35
27, 979					27, 979
1. 一般介護予	防事業費				盂

(項) 1. 予備費 (款) 6. 予備費

予備費	188	Δ23	165		Δ23		Δ23
	188	ΔZ3	601		Δ23		

## 令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算 (第2号)

第2条 令和4年度琴浦町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を ※のとおり補正する。 令和4年度琴浦町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第1条

	(世)		272,389千円	251,862千円	
	(補正予定額)	丑	204千円	204千円	
	(既決予定額)	₩	272,185千円	251,658千円	
欠りつると角用する。	(科 目)		第1款 水道事業費用	第1項 営業費用	

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(世)	32,467千円
(補正予定額)	204千円
(既決予定額)	32,263千円
(科 目)	職員給与費

丑 提 Ш 2 4 町 1 1 卅 令和 4

展 臣 無 水

鮋

2 ₩ ₩

1

町 枡 令和 4

Ш

逦

枸

1  $\mathbb{X}$ 

琴浦町叢会叢長

# 令和4年度 琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

Ŧ					
蒜	項	B	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
水道事業費用			272,185	204	272,389
	1 営業費用		251,658	204	251,862
		2 配水及び給水費	37,017	86	37,115
		4 総係費	31,530	106	31,636

令和4年度 琴浦町水道事業会計補正予算 (第2号)説明書

### 収益的収入及び支出

					H	<b>**</b>	
<u>品</u>	既決予定額	補正予定額	盂	與	金額		
		(田士)	(千円)		(千円)		
	272,185	204	272,389				
	251,658	204	251,862				
2 配水及び給水費	37,017	86	37,115				
				020 手当	89	勤勉手当	68千円
				030 賞与引当金繰入額	25	勤勉手当引当金	25千円
				060 法定福利費引当金	5	共済負担金引当金	5千円
				繰入額			
	31,530	106	31,636				
				010 給料	13	一般職	13千円
				050 手帚	22	期末手当	3千円
						勤勉手当	52千円
				030 賞与引当金繰入額	22	勤勉手当引当金	22千円
				050 法定福利費	3	<b>那</b> 宗 報歌	3千円
				060 法定福利費引当金	13	13 共済負担金引当金	13千円
				繰入額			

# 今和4年度琴浦町水道事業キャッシュ・フロー計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位:千円)

間接法により作成

業務活動によるキャッシュ・フロー (1)

 $\triangle$  29, 329

20

150,482 1,339 2,917

 $\triangle$  43, 059

 $\triangle$  18, 476

 $\bigcirc$  1

当年度統利益 当年度統利益 该価償却費 資産減耗費 貸倒引当金の増減額(△は減少) 法定福利費引当金の増減額(△は減少) 長期前受金戻入額 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産売却損益(△は益) 未収金の増減額(△は益)

(△は減少) 未払金の増減額

利息及び配当金の受取額

利息の支払額 業務活動によるキャッシュ・フロー

(2)

他会計からの繰入金による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 固定資産の取得による支出

10,000

 $\triangle$  237, 926

(3)

財務活動によるキャッシュ・フロ、 企業債による収入 企業債の償還による支出 他会計からの出資による収入

財務活動によるキャッシュ・フロー リース債務の返済による支出

資金増加額(又は減少額) 資金期首残高 資金期末残高

 $\triangle$  98,623  $\triangle$  32,045 178, 200 79,577

396, 408 364, 363

## 令和4年度琴浦町水道事業予定貸借対照表 (令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

					3,693,949,335			365,417,751 4,059,367,086
				3,693,949,335	0	364,362,686	1,055,065 0 0	0
35,865,789	3,473,505,130	146,835	000000000000000000000000000000000000000	610,400,02		5.563.739	△ 4,508,674	
53,619,485 △ 31,966,167 6,355,419,357	△ 2,881,907,227 438,843,352 △ 303,693,561	2,936,729 △ 2,789,894 9,668,382 △ 2,894,729	0					
<ul><li>1 固定資産</li><li>(1) 有形固定資産 イ 土地 ロ 建物 建物減価償却累計額 、 構築物</li></ul>	構築物減価償却累計額	ホ 車両及び運搬具 車両及び運搬具減価償却累計額 ヘ 工具器具及び備品 エ目器目及び機品	一大部分(嘴叫鸡叫食牛类目的 1 1 一人資產 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	中部	無形固定資産合計国定資産合計国定資産合計	2	(3) 野蔵品 (4) 前払金 (2) の (4) (4)	(5 <i>) その他</i> 流割資産 流動資産合計 資 産 合 計

$\sim$	
狟	
$\bigcirc$	
0	
严	
河	

1,371,798,349			92,364,706	701,807,798 2,165,970,853
1,371,798,349	84,061,046	5,779,660	2,524,000	1,163,856,916 △ 462,049,118
	4 779 660	0 000,000	2,096,000 428,000	
3 固定負債 (1)企業債 (2)リース債務 固定負債合計	4 流動負債 (1)企業債 (2)リース債務 (3)未払金 イ 営業未払金	<ul><li>ロ 営業外未払金</li><li>ハ その他の未払金</li><li>未払金合計</li><li>(4)前受金</li><li>(5)引当金</li></ul>	イ 賞与引当金 ロ 法定福利費引当金 引当金合計 (6)その他流動負債 流動負債合計	5 繰延収益 (1)長期前受金 (2)収益化累計額 繰延収益合計 負 債 合 計

### 資本の部

1,213,056,225		680,340,008 1,893,396,233 4,059,367,086
15,527,733 236,902,137 373,269,128 587,357,227	301,548,221	378,791,787
	162,077,696 8,408,681 131,061,844	278,791,787
6 資本金 (1)固有資本金 (2)出資金 (3)繰入資本金 (4)組入資本金 資本金合計	<ul> <li>7 剰余金</li> <li>(1)資本剰余金</li> <li>イ 受贈財産評価額</li> <li>ロ 寄附金</li> <li>ハ その他資本剰余金</li> <li>資本剰余金合計</li> <li>(2)利益剰余金</li> <li>イ 減債積立金</li> <li>ロ 建設改良積立金</li> </ul>	ハ 当年度未処分利益剰余金 利益剰余金合計 剰余金合計 資 本 合 計 負 債 資 本 合 計

## 令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算 (第3号)

令和4年度琴浦町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 第1条

次のとお 第2条

<b>お2条 令和4年度岑浦町ト水直事業会計プ算(以ト「才昇」という。)第3条に足めた収益的収入及ひ文出の才足額を、吹</b>	・来気計丁昇(以下「丁曻」という。	。)第3条に定めた収金的で	八人人で大田の十元観を、伏
り補正する。			
(科目)	(既決予定額) 収入	(補正予定額)	(七)
第1款 下水道事業収益	931,220千円	149千円	931,369千円
第2項 営業外収益	655, 192千円	149千円	655,341千円
	大田		
第1款 下水道事業費用	927,708千円	149千円	927,857千円
第1項 営業費用	786,701千円	149千円	786,850千円

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。 第3条

(世)	29,024千円
(補正予定額)	149千円
(既決予定額)	28,875千円
(科 目)	職員給与費

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

(科 目) 会計補助金

割

(既決予定額) 359,714千円

(補正予定額) 149千円

(計) 359,863千円

令和 4 年11月24日 提出

翠浦町長 福本宝り

1

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 南 志

令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算 (第3号)実施計画

収益的収入及び支出

۲
₽

		69	41	63	
	計 (千円)	931,369	655,341	359,863	
	補正予定額 (千円)	149	149	149	
	既決予定額 (千円)	931,220	655,192	359,714	
	B			02 他会計補助金	
	項		02 営業外収益		
<b>\</b>	养	下水道事業収益			
¥		П			

-	T	٠
-	1	-
1		

文	⊞					
	款	項	В	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	一十(十)
2	下水道事業費用			927,708	149	927,857
		01 営業費用		786,701	149	786,850
			01 管路費	27,033	111	27,144
			05 総係費	72,585	38	72,623

## 令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算 (第3号)說明書

### 収益的収入及び支出

极入			7.	日くこととのとして	Ŧ			
						明	一	
款·項	Ш	既決予定額	補正予定額	1111111	飲	金額	附記	
		(千円)	(日生)	(千円)		(千円)		
1 下水道事業収益		931,220	149	931,369				
02)営業外収益		655,192	149	655,341				
	02 他会計補助金	359,714	149	359,863				
					010 他会計補助金	149	一般会計繰入金	149千円
五田								
						明	₩	
款•項		既決予定額	補正予定額	111111111111111111111111111111111111111	飲	金額	附記	
		(千円)	(千円)	(十円)		(千円)		
1 下水道事業費用		927,708	149	927,857				
01)営業費用		786,701	149	786,850				
	01 管路費	27,033	111	27,144				
				0	010 給料	36	一般職	36千円
				0	500 手录	34	期末手当(一般職)	7千円
							勤勉手当(一般職)	27千円
				<u> </u>	030 賞与引当金繰入額	23	23 期末手当引当分	3千円
							勤勉手当引当分	20千円
					060 法定福利費引当金繰入額	6	9 共済負担金引当金	9千円
					080 退職手当組合負担 金	6	退職手当組合負担金	9千円
	05 総係費	72,585	88	72,623	72,623 020 手当	42	42 期末手当(一般職)	7千円
							勤勉手当(一般職)	35千円
				<u> </u>	030 賞与引当金繰入額	$\triangle$ 12	△ 12 期末手当引当分	△20千円
							勤勉手当引当分	8千円
				<u> </u>	060 法定福利費引当金繰入額	ho	△ 1   共済負担金引当金 	△ 1千円
					080 退職手当組合負担	6	9 退職手当組合負担金	9千円

④

## 合和4年度琴浦町下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

法により作成)		7,130 千円	556,214 千円	11,320 手用	4,417 千円	1,652 手用	331 千円	△ 295,438 手用	田子 0	123,609 手用	10,394 手用	<b>田</b>	419,560 千円	田子 0	△ 123,609 手用	295,951 千円		△ 50,814 手用	8,034 千円	52,298 千円	19,025 手用	28,543 千円		34,100 手用	△ 509,571 手用	166,040 手用	△ 309,431 千円	15,063 千円	23,048 手用	38,111 千円
(令和 4年 4月1日から令和 5年 3月31日まで:間接法により作成)	(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	当年度純利益	減価償却費	資産減耗費	貸倒引当金の増減額(△は減少)	賞与引当金の増減額(△は減少)	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	長期前受金戻入額	受取利息及び受取配当金	支払利息及び企業債取扱諸費	未収金の増減額(△は増加)	未払金の増減額(△は減少)	14-17/	利息及び配当金の受取額	利息の支払額	業務活動によるキャッシュ・フロー	(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	固定資産の取得による支出	国庫補助等による収入	他会計からの繰入金による収入	受益者負担金等による収入	投資活動によるキャッシュ・フロー	(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	出資金による収入	財務活動によるキャッシュ・フロー	資金増加額(又は減少額)	資金期首残高	資金期末残高

### **令和4年度 琴浦町下水道事業貸借対照表** (令和 5年 3月31日)

資産の部

E

571,743,050

 $\triangle$  21,831,203

15,874,006,314  $\triangle$  419,409,391

829,936,885 943,043,285

 $\triangle$  113,106,400

80,766

266,300

 $\triangle$  86,617

ト 建設仮勘定

有形固定資産合計

無形固定資産

(5)

無形固定資産合計

固定資産合計

(2) 未収金 貸倒引当金

(3) 有価証券

(4) 貯蔵品

前払費用 (5) 前払費用 (6) 前払金

(1) 現金預金

2 流動資産

へ 工具器具及び備品 減価償却累計額

減価償却累計額

車両及び運搬具 #

減価償却累計額

減価償却累計額 機械及び装置

11

ハ 構築物

減価償却累計額 建物 イ土地 П

(1) 有形固定資産

1 固定資産

E

E

E

611,054,681

549,911,847

15,454,596,923

80,766

179,683

5,340,002 5,340,002

17,445,760,785

17,451,100,787

38,110,998

10,531,024  $\triangle$  4,417,199

6,113,825

17,495,325,610 44,224,823

(7) その他流動資産 流動資産合計

令

祵 鶭

	7,252,699,251			555,317,007	8,408,705,262 16,216,721,520	922,386,529		356,217,561 1,278,604,090	17,495,325,610
7,252,699,251	528,508,279	24,826,444	1,982,284	8,704,143,588		756,346,529 166,040,000	349,087,466	7,130,095	
		14,569,444 10,257,000	1,652,015 330,269				361,293 285,978,695 19,368,000 43,379,478	7,130,095	
負債の部					資本の本の路	:			
								余金	
3 固定負債 (1) 企業債 (2) 1)—次債務	师涯		<ul><li>(5) 引当金</li><li>イ 賞与引当金</li><li>ロ 法定福利費引当金</li><li>(6) タの44 添配 4 信</li></ul>	<b>本</b> 薬	净膏	6 資本金 (1) 固有資本金 (2) 出資金 (3) 組入資本金 <b>資本金合計</b> 7 剰余令	<ul> <li>(1) 資本剰余金</li> <li>イ 受贈財産評価額</li> <li>ロ 国庫補助金</li> <li>ハ 県補助金</li> <li>ニ 他会計補助金</li> <li>三 他会計補助金</li> <li>資本剰余金合計</li> <li>ショパギョへ会合計</li> </ul>	湖 朱 大	負債資本合計

### 議案第119号

### 建設工事請負契約の締結について [浦安地区公民館改修工事]

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 浦安地区公民館改修工事
- 2 工事場所東伯郡琴浦町大字浦安123-1
- 3 工事完成期限 令和5年3月24日
- 4 請負金額 一金 53,680,000円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東873番地 氏名 株式会社伊藤建設

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提 出 琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志